

適合証明書

電気用品安全法第8条第1項に規定する技術基準及び同法第9条第2項の経済産業省令で定める基準（法第9条第1項第2号に係る検査に係るものに限る）に適合していることを証明します

1. 証明書番号：JET1345-31003-1017
2. 交付年月日：平成29年10月26日
3. 有効年月日：平成36年10月25日
4. 申込者名
住 所：大阪府大阪市西区西本町3-1-44

氏名又は名称：富士端子工業株式会社

5. 特定電気用品名：管形ヒューズ
6. 型式の区分：別紙のとおり
7. 製造工場名
住 所：別紙のとおり

氏名又は名称：別紙のとおり

8. 適用試験規格：電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈別表第三2
9. 適合性検査の方法：
 - 1) 試験用の特定電気用品については、電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈に定める方法
 - 2) 当該特定電気用品に係る届出事業者又は事業場における検査設備については、電気用品安全法施行規則別表第四の検査設備の欄に掲げる検査設備ごとにそれぞれ同表の技術上の基準の欄に掲げる方法
10. 注意事項
 - 1) この適合証明書は、提出された試験用の電気用品に関して評価を行った上で交付したものであり、同一の型式の区分にある電気用品について電気用品安全法第8条第1項に規定する技術基準適合確認の義務を履行したことを示すものではありません。
 - 2) この適合証明書は、別紙に記載されている型式の区分の範囲内及び区分の組み合わせについてのみ有効です。

一般財団法人 電気安全環境研究所
理事長 薦田 康久
東京都渋谷区代々木5-14-12

適合証明書別紙

製造工場名

(1) 住 所：大阪府大阪市西区西本町 3 - 1 - 4 4

氏名又は名称：富士端子工業株式会社

(2) 住 所：岡山県美作市土居 7 9 7

氏名又は名称：富士端子工業株式会社 作東工場

証明書番号：JET1345-31003-1017

適合証明書別紙

型式の区分

要素	区分
定格電圧	(2) 125Vを超えるもの
定格電流（定格電流表示のあるものの場合に限る。）	(3) 15Aを超え30A以下のもの
適用電動機の定格容量（定格電流表示のないものの場合に限る。）	—
可溶体の主材料	(5) 銅のもの
可溶体の数	(1) 1のもの
再使用（管形ヒューズを除く。）	—
内部充てん物	(2) ないもの
筒（内筒を除く。）の材料	(3) 磁器のもの又はガラスのもの
端子	(2) 筒形のもの
排気孔	(2) ないもの
溶断の表示	(2) ないもの
用途	(2) 電子機器用のもの
定格遮断電流	(2) 100Aを超え300A以下のもの